

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市青少年問題協議会の項中「こと」の次に「及びいじめ防止対策推進法(平成 2 5 年法律第 7 1 号)第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること」を加え、「2 0 人以内」を「2 2 人以内」に改め、同表教育委員会の部相模原市子どものいじめに関する審議会の項中「(平成 2 5 年法律第 7 1 号)」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、相模原市青少年問題協議会の設置目的及び委員の数を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について
相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 5 月 30 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例
相模原市立児童クラブ条例(平成 11 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表相模原市立内郷児童クラブの項の次に次のように加える。

相模原市立千木良児童クラブ	相模原市緑区千木良 1035 番地
---------------	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(相模原市立千木良児童クラブの設置に伴う準備行為)

- 2 相模原市立千木良児童クラブの入会及び延長育成に係る決定、通知等の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

提案の理由

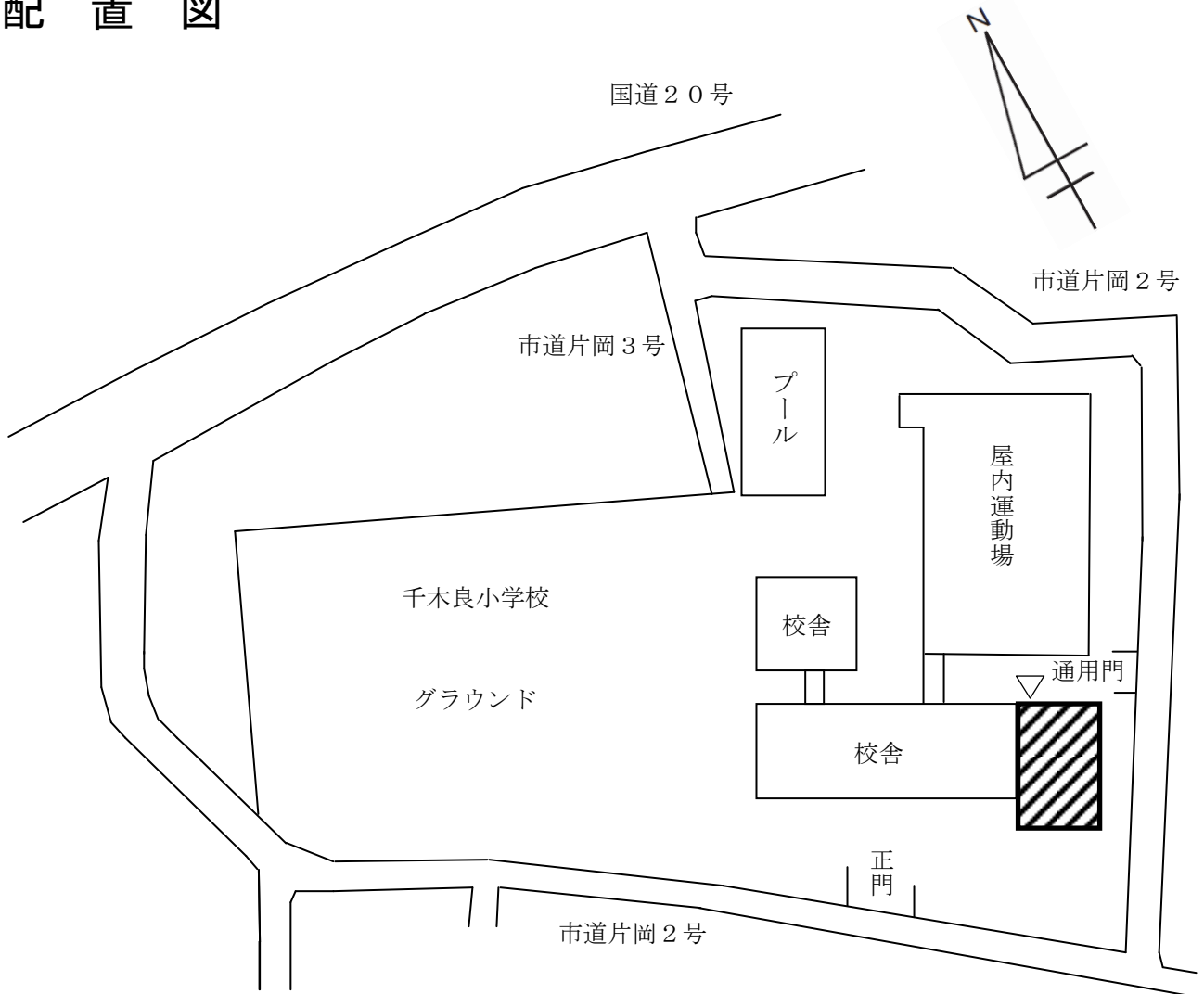
相模原市立千木良児童クラブの設置をいたしたく提案するものである。

案内図



相模原市立千木良児童クラブ

配置図



凡例



相模原市立千木良児童クラブ

施設の概要

位 置	相模原市緑区千木良1035番地 (相模原市立千木良小学校内)
延べ床面積	272.00㎡